

(別添1)

## 事業評価の結果（共通評価項目）

福祉サービス種別 保育所  
事業所名（施設名） 豊丘保育園

### 第三者評価の判断基準

長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。  
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態  
 「b」評価・・・aに至らない状況=多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態  
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
I 福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針	(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1 理念、基本方針が文書（事業計画等の法人（保育所）内の文書や広報誌、パンフレット、ホームページ等）に記載されている。</li> <li>■ 2 理念は、法人（保育所）が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人（保育所）の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</li> <li>■ 3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。</li> <li>■ 4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。</li> <li>■ 5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。</li> <li>■ 6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。</li> <li>□ 7 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。</li> </ul>	<p>・市公立保育園としての「平成30年度ランドデザイン」が「須坂市こども・子育て支援事業計画(平成27年度～31年度)」を基にし作成されており、共通の保育理念を掲げ、保育園の目的、地域における存在意義、使命や役割等を明確にしている。その理念に基づいた市の保育方針があり、子どもの人権と主体性の尊重及び保護者の子育て支援、地域社会と連携した子育ての環境づくり、職員の姿勢などについて明示している。また、市の理念や方針に連鎖した「平成30年度豊岡保育園ランドデザイン」を作成し、当園の保育理念や子どもの発達過程に応じた独自の養護面・教育面の分かりやすい保育目標も立てている。当保育園のランドデザインは昨年度までの「保育課程」や「私たちの大切にしたいこと」なども踏まえ検討し作成されており、職員会や研修会でも理念や方針について触れ理解を深めている。利用者調査の結果から「保育園の基本的な考え方(保育目標・保育方針)について知っていますか」との問に関して「どちらともいえない」、「いいえ」とする方の合計が三分の一ほどあり、今後、各年度の市及び当保育園の「保育園ランドデザイン」を基に保護者に向けて理念や基本方針について更に周知される機会を設けられることを期待したい。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
I	2 経営状況の把握	(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 8 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。</li> <li>■ 9 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。</li> <li>■ 10 子どもの数・利用者（子ども・保護者）像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（保育所）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。</li> <li>■ 11 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。</li> </ul>	<p>・「須坂市子ども・子育て支援事業計画(平成27年度～31年度)」で公立保育園全体としての方向性が決定づけられている。当保育園のある地域の利用者の推移予測や利用率の分析も市教育委員会の担当部署の子ども課と連携し行われている。子どもや保育のニーズ等も小学校校長・保育園長連携会議、教師・保育士・地域の方々との交流などで把握している。また、当園としても未就園児交流で園開放や育児相談などを行う中で、地域のニーズを把握している。</p>
			② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 12 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。</li> <li>■ 13 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。</li> <li>■ 14 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。</li> <li>■ 15 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。</li> </ul>	<p>・運営に関しては市教育委員会の子ども課の管轄で、市の「子ども子育て会議」で事業計画の実施状況や評価も毎年度実施されている。また、公立保育園全体の園長会や補佐会等で市教育委員会子ども課から課題などが明らかにされており、当保育園の職員会議でも園長から園長会の報告が行われ職員に意見を聞いたり課題について共有し解決に向けて組織的に取り組んでいる。特に、当保育園として人材育成に関する研修に力を入れている。光熱水費、消耗品費、修繕費等の経費節減にも全職員で可能な限り取り組んでいる。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
I	3 事業計画の策定	(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	<p>■ 16 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。</p> <p>■ 17 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。</p> <p>■ 18 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。</p> <p>■ 19 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。</p>	<p>・「須坂市子ども・子育て支援事業計画(平成27年度～平成31年度)」でビジョンが明確にされている。保育園(認定こども園を含む)として「保育料の軽減」や「1, 3, 4歳児への保育士加配」、「公私立全国での0歳児保育の実施」、「待機児童0の維持」などの具体的な目標が掲げられている。当保育園としての今年度のランドデザインの中にも「私たちは子どもがまんなかの保育をします」として「こんな子どもになって欲しい」として「自己肯定感の高い子ども」、「意欲を持って行動し、判断できる子ども」、「健康な心と身体の子ども」など10の姿を示し、園外保育、交流活動等に取り組むことも掲げ、職員も連携とスキルアップ、園内研修、保育のLPDCA(子どもの姿から学ぶ、計画、実践、評価、改善)などに積極的に取り組んでいる。</p>
			② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	<p>■ 20 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。</p> <p>■ 21 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。</p> <p>■ 22 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。</p> <p>□ 23 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。</p>	<p>・「須坂市子ども・子育て支援事業計画」や「平成30年度須坂市立保育園ランドデザイン」を基にした「平成30年度豊丘保育園ランドデザイン」があり、「保育理念」や目標などが掲げられ具体的な内容となっている。当保育園のランドデザインの目標として子どもに合わせた「こんな子どもになって欲しい」を掲げ、それに沿い、職員が実践に取り組んでいる。公立保育園という性格上難しいと思われるが、園のランドデザインの中で数値化が可能なものについては数値化し、定量的な分析に繋げられることを期待したい。</p>
		(2) 事業計画が適切に策定されている。	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	<p>■ 24 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。</p> <p>■ 25 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。</p> <p>■ 26 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。</p> <p>■ 27 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。</p> <p>■ 28 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等）されており、理解を促すための取組を行っている。</p>	<p>・今年度の保育所保育指針の改定に際し、昨年度までの市立保育園全体のランドデザインを基に新しいランドデザインが作成され、当保育園のランドデザインもそれに沿った形となっている。当保育園としての今年度のランドデザインは園内研修や職員会の中で検討された意見が活かされた計画となっている。また、市全体の園長会、園長補佐会、年齢別保育士研究会、給食献立会議等でも意見の集約・反映がされており、職員会や園内研修などでも市や当園のランドデザインが職員に周知されている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント	
I	3	(2)	② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b	■ 29	事業計画の主な内容が、保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。	・各クラスには市全体のランドデザインと当保育園のランドデザインが掲示されている。ランドデザインに基づき、各月の園だより、クラスだより、行事ごとのたより等で行事計画等についても説明している。今後、市全体や当保育園のランドデザインを「事業計画」として保護者が集まる機会に更に詳しく説明し、子どもと保護者の生活に密接にかかわる内容について理解を促すような取り組みを期待したい。
					□ 30	事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。	
					■ 31	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	
					■ 32	事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	
	4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	■ 33	組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。	・今回が初めての第三者評価の受審であるが、毎年度、市としての業績評価を行い、自己評価も年1回行っている。保育の質の向上については年齢別、クラス別の指導計画に基づき「月案→実行→月末評価→次月案策定」という流れができており、PDCAサイクルとして機能している。今後は保育の質を高めるための保育園全体としての評価内容を定め、自己評価や第三者評価の受審などを定例化し、更なる質の向上に取り組まれることを期待したい。
					■ 34	保育の内容について組織的に評価（C: Check）を行う体制が整備されている。	
					□ 35	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的を受審している。	
					■ 36	評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。	
			② 評価結果にもとづく保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	■ 37	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	・毎年度、業績評価及び自己評価(年1回)を行っている。公立保育園全体としての施策もあり園独自では難しいかも知れないが、今後、期末に年度の事業計画でもあるランドデザインについての振り返りを行う際に、その結果を踏まえて課題を職員会や園内研修等で洗い出し、改善点についての改善時期の明確化、修繕等の計画化を図り次年度の計画に反映されることを期待したい。
					■ 38	職員間で課題の共有化が図られている。	
□ 39	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。						
□ 40	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。						
□ 41	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。						

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント		
II 組織の運営管理	1 管理者の責任とリーダーシップ	(1) 管理者の責任が明確にされている。	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	■ 42	施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	・職務の内容は当保育園の運営規程や職務分担表、組織図などで明らかになっており、園長は自らの立場を職員会や園内研修等で職員に周知し、職員の理解と協力を得ながら課題解決に向けて協働している。また、園長は園の保育目標を園だよりや保育参観、保護者会などの折に、保護者等に伝え、自らの役割と責任について明確にしている。また、園の運営規程等に基づき非常災害などの万が一の際にも自衛消防隊長として指揮監督し、園長不在時は園長補佐が副隊長として代行するようになっている。	
					■ 43	施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。		
					■ 44	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。		
					■ 45	平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。		
			② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	■ 46	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。		・園長は市の組織として行われる研修で地方公務員法等を学び、また、園長研修で労務管理や危機管理等についても学び、マニュアルの見直しや保育の手引き等で職員に必要な事項を伝え遵守できるよう指導・助言をしている。
					■ 47	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。		
					■ 48	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。		
					■ 49	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。		
		(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a	■ 50	施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	・園長は、各年齢の年間指導計画、月案、週案、個人記録等に目を通し、保育の質の現状について毎月、評価・分析を行い課題を把握し、改善に向けて指導をしている。また、保育室に入ったり、子どもの昼食の状況を確認するなど、実際の保育と照らし合わせ把握し、良い点、改善点等を職員に具体的にアドバイスしている。更に、外部研修についても計画的に取り組み職員を派遣し、クラス会議や職員の園内研修等にも参画し、職員の資質の向上のために取り組んでいる。	
					■ 51	施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。		
■ 52	施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。							
■ 53	施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。							
■ 54	施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。							
■ 54	施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。							

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	1	(2)	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 55 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。</li> <li>■ 56 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。</li> <li>■ 57 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。</li> <li>■ 58 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。</li> </ul>	<p>・園長は労務管理、保育運営管理、事務、渉外、財務等の視点から定期的に検証を行い、業務の効率化や経費の効率的な運用に努めている。クラス担任、加配保育士、パート保育士などを効果的に配置し、休憩時間の取得や残業時間の削減等にも努め、職員の働きやすい環境づくりに取り組んでいる。園として可能な光熱水費、消耗品費、修繕費等の経費の削減にも努めている。</p>
	2 福祉人材の確保・育成	(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 59 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。</li> <li>■ 60 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。</li> <li>■ 61 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。</li> <li>■ 62 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。</li> </ul>	<p>・市としての配置基準があり、市教育委員会の子ども課が統括し、市公立保育園全体で保育士、調理師等の正規職員、嘱託職員の確保が計画的に進められている。市としてより多くの人材確保のために取り組んでおり、新規採用や社会人枠採用、保育支援員の採用等を行っている。当保育園でも正規職員、嘱託職員に加え、朝夕延長のパート保育士、休憩代替パート保育士などで人員を確保している。人材育成についても研修計画等に基づき取り組んでおり、外部及び園内研修や担当する子どもの年齢別職員研究会等に職員を参加させ、職員の保育の質の向上に取り組んでいる。市として福祉の職場説明会に継続的に参加したり、保育士を目指す学生の実習の受け入れを行うなど、市保育園全体として人材確保に取り組んでいる。</p>
			② 総合的な人事管理が行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 63 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。</li> <li>■ 64 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。</li> <li>■ 65 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。</li> <li>■ 66 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。</li> <li>■ 67 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。</li> <li>■ 68 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。</li> </ul>	<p>・年度初めに「全国保育士倫理綱領」や「公立保育士としての心得」などを読み合わせ、公立保育園の保育士としてどうあるべきか、期待する職員像を明確にしている。年度当初に市としての人事基準が一人ひとりの職員に渡されている。職務に関する成果や貢献度等については目標管理シートや能力評価シートが用いられ、自ら立てた目標に対しての自己評価を行い園長補佐や園長と面談し振り返りを行っている。市として経験や習熟度に合わせた「自分成長基本方針ワークショップ」が階層別実施されており、市の職員という立場から参加し、また、キャリアアップ研修などにも参加し公立保育園全体としてレベルアップを図っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	2	(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 69 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。</li> <li>■ 70 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。</li> <li>■ 71 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。</li> <li>□ 72 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。</li> <li>■ 73 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。</li> <li>■ 74 ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。</li> <li>■ 75 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。</li> <li>■ 76 福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。</li> </ul>	<p>・園長が労務管理の責任者で、出勤簿、休暇、欠勤簿などで就業状況を把握し、職員の健康と安全の確保については市総務課で担当している「ホッとする相談室」に相談をすることができる。また、市職員の保健師が各保育園を定期的に巡回しストレスチェックや健康診断、労働安全衛生等について職員を指導している。休暇の取得についても年度当初や月初に職員の希望を聞き入れ職員間で調整をしており、随時の相談・調整も行うことができる。福利厚生については市の福利厚生に準じており、保育士の休憩場所も確保されており、市職員の共済会の慶弔見舞等も実施されている。仕事と生活の両立という面でも本人の希望により、育児や介護などの状況に合わせて休暇が取得できるように配慮がされている。福祉人材の確保、定着の観点から、超過勤務時間の削減、朝夕延長代替保育士や休憩時代替保育士の確保、育休取得時の代替保育士の配置、延長保育の保育士の配置等も行われている。今後は職員の業績評価時等も含め、面談の機会を定期的に設けることで更に意思疎通を図られることを期待したい。</p>
		(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 77 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。</li> <li>■ 78 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。</li> <li>■ 79 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。</li> <li>■ 80 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。</li> <li>■ 81 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。</li> </ul>	<p>・市として「自分成長基本方針ワークショップ」が開催されており、経験や習熟度に合わせ目指す職員像について階層別に学習している。年度初めに「全国保育士倫理綱領」や「公立保育士としての心得」などを読み合わせ期待する保育士としての職員像を明確にしており、同じく年度当初に自らの職務内容を明らかにした目標管理シートを作成している。自分で立てた目標に対しての自己評価を期末に行い、職員一人ひとりが目標達成に向けての取り組み状況を振り返り、組織全体として成果を出せるようにしている。また、更に、設定した目標についての進捗状況の確認を行う中間面接も行われている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
II	2	(3)	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	■ 82	保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	<p>・市立保育園のランドデザインには保育士としての「子どもの育ちと私たちのかかわり 笑顔・温かさ・信頼・チームワークを大切にします」という囲みの欄があり、子どもや保護者から見た保育士の姿について示している。また、当保育園のランドデザインの中の保育理念や目指す保育園の姿にも職員に求められるべき項目もあり、裏返してみると子どもや保護者から期待される人間像に繋がっている。市全体として子どもの年齢に合わせた年齢別研究会、特別支援研究会、公開保育などが組み立てられており、関連する研究会等に職員が参加している。更に、園長会、園長補佐会、給食部会等もあり、週1回木曜日に行われる職員会で各会議の報告や方針の説明等があり内容を共有している。年度末には研修会のアンケートや報告書等を基に評価・見直しを掛け、市公立保育園全体として次年度へと繋げている。</p>
			■ 83		現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。		
			■ 84		策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。		
			■ 85		定期的に計画の評価と見直しを行っている。		
			■ 86		定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。		
			③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	■ 87	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	<p>・職員の資格取得状況については園長が把握している。市公立保育園として長野県社会福祉協議会の実施する福祉職員生涯研修の新任職員課程や中堅職員課程、主任保育士課程、管理者課程等、それぞれに合わせた研修に対象者を派遣している。市担当部署より研修案内が来るため市職員としての研修についても交代で参加している。外部研修に関しては市担当部署からの情報提供に加え各自情報を収集し、市保育連盟主催の研修に参加したり、体育指導や食育指導、信州やまほいく等の研修にも自主的に参加している。また、園内研修もテーマを絞りほぼ1ヶ月に1回、毎週行われる職員会議の1回を使い実施されており、外部研修参加者の報告なども行われている。市公立保育園として新人職員については先輩の職員が教育係としてペアを組みOJTが行われている。</p>
			■ 88		新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。		
			■ 89		階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。		
			■ 90		外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。		
			■ 91		職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。		



評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	2	(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 92 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。</li> <li>■ 93 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。</li> <li>■ 94 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。</li> <li>■ 95 指導者に対する研修を実施している。</li> <li>■ 96 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。</li> </ul>	<p>・園長が実習生への対応について行い、保育士等の育成に積極的に取り組んでいる。「保育実習及び交流学习に参加の皆様へ」という文書があり、保育士や看護師などの資格取得を目指す実習生を受け入れている。専門学校などからの「保育実習事前打ち合わせについて」等の依頼文があり、学校の先生が園を訪問し、プログラムについての打ち合わせを行い、実習生への事前オリエンテーションも実施し、実習のねらいや希望等を聞く機会もある。また、中間で実習生と学校の先生が面談をしたり実習生の疑問点等が解決できるように実習ノートなどを基に振り返りもしている。</p>
	3 運営の透明性の確保	(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 97 ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。</li> <li>■ 98 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。</li> <li>■ 99 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。</li> <li>■ 100 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。</li> <li>■ 101 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。</li> </ul>	<p>・市の広報紙等に公立保育園全体としての予算や決算等の概要が載っている。「須坂市子ども・子育て支援事業計画(平成27年度～31年度)」には「子どもは`宝`プロジェクト」として基本目標、事業計画などが掲載されている。また、市のホームページ等にも当保育園の情報を公開している。第三者評価についても今年度の受審分が県のホームページ等を通じて公表される予定になっている。当保育園のランドデザインを子どもたちの大多数が近い将来就学する小学校に届け、保育理念や保育目標の周知を図り、当保育園への協力が得られるように働きかけている。地域に向けた「豊丘保育園だより」が3ヶ月に1回発行されており、園の保育理念も記載し、地域の回覧板で回していただき園の活動等を紹介している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	3	(1)	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 102 保育所における事務、経理、取引等に関するルールが明確にされ、職員等に周知している。</li> <li>■ 103 保育所における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。</li> <li>■ 104 保育所における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ている。</li> <li>■ 105 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。</li> <li>□ 106 外部監査の活用等により、事業、財務に関する外部の専門家によるチェックを行っている。</li> <li>□ 107 外部監査の結果や公認会計士等による指導や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。</li> </ul>	<p>・職務分掌や事務の手引きに基づき、園長が自ら事務、渉外、財務等の役割を担っており、職員にも周知されている。また、食材や消耗品の購入等の取引についても市として決められた業者との間で実施されている。公立保育園として県の監査を定期的に受け、市の内部監査も定期的にも実施されている。</p>
	4 地域との交流、地域貢献	(1) 地域との関係が適切に確保されている。	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 108 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。</li> <li>■ 109 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。</li> <li>■ 110 子どもの個別状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。</li> <li>■ 111 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。</li> <li>■ 112 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。</li> </ul>	<p>・「須崎市子ども・子育て支援事業計画(平成27年度～31年度)」の中で「子どもは〝室〟プロジェクト」として文書化し、「地域の子どもは、地域で育てる」、「子どもを産み、育てやすいまち」を目指し、家庭、地域、団体、企業、行政が連携しそれぞれできることを行っていく必要があることを謳っている。それに沿い当保育園でも保育に関する子育てセミナーやイベントのチラシなどを掲示したり、未就園児との交流や一時的保育等を行っている。散歩コースは年齢に応じていくつかのコースがありその途中で地域の人々とも挨拶を交わしている。園の周りには畑が多いことからサツマイモの苗植えや収穫、焼き芋大会などで地域の人々の指導を受けたりふれあったりしている。また、近くにある旧JAの店舗で定期的に行われる「ふれあいサロン」を利用する高齢者とも交流し、年1回、秋に地域公民館で行われる豊丘地区高齢者交流会でも高齢者とふれあっている。更に、地域の「離山を守る会」の人々と交流したり、民生委員等の地域の役員を運動会やクリスマス会などに招待したり、園開放での未就園児、年長クラスの小学生、ボランティア体験の小学生、サッカー教室のボランティアなど多くの人々とのふれあいの機会が設けられている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	4	(1)	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 113 ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。</li> <li>■ 114 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。</li> <li>□ 115 ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。</li> <li>□ 116 ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。</li> <li>■ 117 学校教育への協力を行っている。</li> </ul>	<p>・「須坂市子ども・子育て支援事業計画」には「子育て支援グループ、地域ボランティアとの協働推進」が上げられている。また、地域の学校教育等への協力についての姿勢も「幼・保・小、須坂支援学校の連携」として明記されている。市社会福祉協議会が推進するサマーチャレンジボランティア、サッカー教室などのボランティアとも定期的なふれあっている。また、地域の「離山を守る会」やボランティア体験の小学生の受け入れ、小学校の児童などとの交流も実施されている。「小中学生ボランティアの皆様へ」や「保育体験活動に参加される皆様へ」という文書がボランティア初日に手渡され説明もされている。今後、更に、定期的に訪れるボランティアの確保とボランティア活動への理解が得られるように、ボランティア対応マニュアルなどの作成を行い、積極的に取り組まれることを期待したい。</p>
		(2) 関係機関との連携が確保されている。	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 118 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。</li> <li>■ 119 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。</li> <li>■ 120 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。</li> <li>■ 121 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。</li> <li>■ 122 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。</li> <li>■ 123 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。</li> </ul>	<p>・「須坂市子ども・子育て支援事業計画」で、子育て支援センター、児童センター、児童クラブ、保健センター、就学前児童療育施設などの関係機関を一覧することができ、連携を取り、幼・保・小連絡会議、保育士による小学1年生授業参観、すこやか相談事業などにも職員が出席し、参加した職員から内容を聞き、園内での共有化も回り問題解決に向けて協働している。また、必要性が生じた時には要支援児を見守り、市福祉課・福祉事務所、児童相談所、特別支援学校等とも連絡を取り、課題解決に向けて協働している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	4	(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a	■ 124 保育所のスペースを活用して地域の保護者や子ども等との交流を意図した取組を行っている。	<p>・当保育園でも未就園児交流の場を年度初めや年度末を除きほぼ毎月設けており、未就園児と保護者が来園し、在園児の様子を見たり、園内で一緒に遊んだりし、保護者同士の交流も図っている。また、育児相談や園庭の開放も通年行っている。更に、保護者会主催の「子育てセミナー」なども行っている。すぐ近くにある宅老所に通う高齢者とも交流しており、地域の活性化にも寄与している。</p>
			■ 125 保育所の専門性や特性を活かし、地域の保護者や子ども等の生活に役立つ講演会や研修会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。		■ 126 保育所の専門性や特性を活かした相談支援事業、子育て支援サークルへの支援等、地域ニーズに応じ地域の保護者や子ども等が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。	
② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a	■ 129 保育所の機能を地域に還元することなどを通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めている。	<p>・未就園児交流や一時的保育をしたり、運動会、クリスマス会などの行事への参加を呼びかけ、地域の子育てニーズに応じている。また、民生委員を園の行事に招待し、地域のことについて情報交換を行ったり園のことについても知っていただくようにしている。子育て支援センターや隣接している小学校などと連携し交流活動が行われ、特別支援などについてのニーズも把握している。</p>			
■ 130 民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催するなどによって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。						
■ 131 地域住民に対する相談事業を実施するなどを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。						
■ 132 関係機関・団体との連携にもとづき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。						
■ 133 把握した福祉ニーズにもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。						
■ 134 把握した福祉ニーズにもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。						

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の福祉サービス	(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 135 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。</li> <li>■ 136 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。</li> <li>■ 137 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。</li> <li>■ 138 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。</li> <li>■ 139 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。</li> <li>■ 140 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。</li> <li>■ 141 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。</li> <li>■ 142 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。</li> </ul>	<p>・市のグランドデザインの保育理念「いのちを大切に、生きる力を育みます」を基に保育園のグランドデザインが作成され、事務室や各保育室に掲示されており、いつでも確認できるようになっている。また年度初めの職員会議で保育指針やグランドデザインへの理解を深め、保護者へは保護者会やお便りで説明している。職員は「福祉職員障害研修」、「3歳未満児担当保育士研修」、「障がい児担当保育士研修」などへ参加し、子どもを尊重した保育についてその都度フィードバックしている。子どもの人権に関しては上記の研修だけでなく、CAP研修（人権教育プログラム）に参加し、人権意識を高めて保育の実践を行うだけでなく、5歳児や保護者にも参加していただき、保育園全体で共通の理解を図るための取り組みを行っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(1)	② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	b	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 143 子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。</li> <li>■ 144 子どもの虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。</li> <li>■ 145 子どものプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、利用者のプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。</li> <li>□ 146 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。</li> <li>■ 147 子ども・保護者にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。</li> <li>■ 148 規程・マニュアル等にもとづいた保育が実施されている。</li> <li>■ 149 不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。</li> </ul>	<p>・「平成30年度公立保育園確認事項」や各種マニュアルにプライバシーや虐待に関する規定があり、職員会議での内部研修や外部研修へ参加し、理解を深め、それを基に職員が実践している。また不適切事案に対する対応方法はマニュアル内に規定されており、保護者に対しては「園だより」や保護者会などを通して説明している。トイレは安全面に配慮した造りで扉の大きさや仕切りの高さが調節され、プールの際にはヨシズを用いて外部からのプライバシーに配慮しているが、着替えや身体測定の時など園児同士のプライバシーを保護するため、衝立やパーテーションを使用するなどの工夫を期待したい。</p>
		(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 150 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。</li> <li>■ 151 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。</li> <li>■ 152 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。</li> <li>■ 153 見学等の希望に対応している。</li> <li>■ 154 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。</li> </ul>	<p>・市のホームページには各保育園の紹介があり、視覚的に分かり易く紹介され、各保育園の紹介されている冊子やパンフレットは市役所や各保育園、小学校、公民館、ふれあいサロンなどに置かれ、誰でも手に取ることができ、地域へ回覧用の園だよりを配布して、周知している。見学は随時受け入れており、園長が詳細を説明している。また5月から2月に未就園児交流「おひさまっこ」が毎月開催されており、そこでも保育園の情報を提供している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(2)	② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 155 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。</li> <li>■ 156 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。</li> <li>■ 157 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。</li> <li>■ 158 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。</li> <li>■ 159 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。</li> </ul>	<p>・保育の開始前には「重要事項説明書」や「入園のしおり」を基に持ち物などの実物を示しながら、一人ひとりの保護者に同じ内容を説明している。また特別な配慮が必要な保護者については傾聴し関係職種と連携し、その情報を職員間で共有するようにしている。</p>
		③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 160 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。</li> <li>■ 161 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。</li> <li>■ 162 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。</li> </ul>	<p>・保育所の変更などについては「平成30年度公立保育園確認事項」に保育が継続されるための手順が定められ、保護者の同意を得て必要事項を統一様式に記入し、変更先へ情報を提供している。相談窓口は園長が担い、その旨を必要時に口頭や園だよりで保護者へ知らせている。</p>
		(3) 利用者満足の向上に努めている。			① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 169 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。</li> <li>■ 170 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。</li> <li>■ 171 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。</li> <li>■ 172 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。</li> <li>■ 173 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。</li> <li>■ 174 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。</li> <li>■ 175 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。</li> </ul>	<p>・苦情受付担当者は園長で、苦情受付についての流れは玄関と事務室入り口に掲示されている。苦情や相談がある場合は玄関横にあるエンゼルボックス（苦情箱）に投函したり、保育士に遠慮なく伝えてほしい旨を園だよりや口頭で随時伝えている。また苦情や相談があった場合は、「重要事項説明書」や「苦情処理体制事務要領」に沿って職員会議で検討後、個別の案件に関しては個別にフィードバックし、その他に関しては文書にて保護者へフィードバックしている。</p>
			② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 176 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。</li> <li>■ 177 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。</li> <li>■ 178 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。</li> </ul>	<p>・園だよりや口頭でいつでも相談を受け付けていることを伝え、家庭訪問や懇談会でも相談を受けている。須坂市保育園保護者会連合会主催のアンケートの実施や苦情箱の設置、送迎時に直接聞き取るなど方法や相手を選択できる環境を整えている。また個別に相談がある場合は、事務室や空いている保育室を使用するなどプライバシーの配慮もしている。</p>



評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(4)	③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	■ 179 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	・市で統一されたマニュアルがあり、定期的な見直しをしながら活用している。送迎時や園だより、苦情箱、懇談会、家庭訪問などを通じて保護者からの意見・相談を積極的に収集し、保護者会主催のアンケートからの意見には、市の子ども課や関係機関とともに分析検討後、保護者へ説明している。また意見や相談内容は職員会議で共有するようにしている。
			■ 180 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。		■ 181 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	
	■ 182 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	■ 183 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。				
	■ 184 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。					
		(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	■ 185 リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	・責任者は園長で、「事故防止及び事故発生時対応マニュアル」、「野外活動時緊急事態における対応マニュアル」、「乳幼児突然死症候群に関するガイドライン」、「保育所におけるアレルギー対応マニュアル」などがあり、それらを基に対応し、回覧したり研修をしたりしている。遊具や室内環境の点検は定期的実施し、交通指導計画に沿って毎月園児に交通安全指導も行っている。避難訓練の中には外部からの不審者侵入対策が含まれており、マニュアルに沿って訓練している。また園長補佐会に危機管理グループがあり、公立保育園で起きた事故やヒヤリハット事例を分析、検討し全園で共有をしている。
	■ 186 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。	■ 187 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。				
	■ 188 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	■ 189 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。				
	■ 190 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。					

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(5)	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	■ 191 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	・責任者は園長で「感染症ガイドライン」や子ども課より配布されている食中毒やインフルエンザに関する資料を基に対応している。感染症が流行する前には職員会議で研修したり、職員が県の研修会に参加してフィードバックしている。また栄養士による手洗いや石鹸の使用方法、消毒についてなど細かい指導も受けており、第三者評価訪問日前日に嘔吐した園児がいて、ある保育室を閉鎖して消毒と換気を行っていた。基本的には24時間使用禁止にして、2次感染を防止している。保護者に対しては園だよりやホワイトボード、口頭で感染症予防を啓蒙するとともに、発生時には「オクレンジャー」を使用して注意を喚起している。
			■ 192 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。			
■ 193 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。						
■ 194 感染症の予防策が適切に講じられている。						
■ 195 感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。						
■ 196 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。						
■ 197 保護者への情報提供が適切になされている。						
		③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	■ 198 災害時の対応体制が決められている。	・運営規定に毎月1回以上は訓練を実施することが定められており、「防災計画、不審者対応マニュアル」の任務分担や手順に沿って、毎月地震、台風、火災、不審者、園児引き渡し訓練など、想定を変えて実施している。実施後は実施記録を残し、職員会議で振り返りを行い、次回へ生かすようにしている。連絡網は事務室に貼りだし、近隣住民の連絡リストを外出用リュックに入れ、消防署や地元警察署など関係機関と連携が取れるようになっている。また食料や水の備蓄もあり、非常時備蓄食訓練で実際に備蓄を食べている。	
■ 199 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。						
■ 200 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。						
■ 201 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。						
■ 202 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。						

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
Ⅲ	2 福祉サービスの質の確保	(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	■ 203	標準的な実施方法が適切に文書化されている。	<p>・保育指針や幼児保育マニュアル、未満児保育マニュアルを基に保育の提供を行い、それらは園全体で統一して実践できるように職員会議で研修し、周知を図っている。園児一人ひとりの状況に応じて月案や週日案、指導計画を作成し、それを基に実践・評価し、園長が最終確認をして振り返りへと繋げている。</p>
			■ 204		標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。		
			■ 205		標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。		
			■ 206		標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。		
			■ 207		標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。		
			② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	■ 208	保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。	<p>・毎週開催される職員会議では、日々の保育状況を話し合い、送迎時や連絡帳などで寄せられた意見や要望についても検討をしている。各指導計画は定期的に評価や見直しをし、次回へ繋げるようにしている。PDCAサイクルの仕組みに沿って、継続的に検討や見直しがされている。</p>
			■ 209		保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。		
			■ 210		検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。		
■ 211	検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。						

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	2	(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 212 指導計画策定の責任者を設置している。</li> <li>■ 213 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。</li> <li>■ 214 さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。</li> <li>■ 215 保育課程にもとづき、指導計画が策定されている。</li> <li>■ 216 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。</li> <li>■ 217 計画の策定にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。</li> <li>■ 218 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。</li> <li>■ 219 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。</li> </ul>	<p>・指導計画の策定責任者は園長となっており、指導計画の手引きに従って、統一された様式で子どもの発達過程や家庭環境を考慮して記載し、ニーズを明らかにしている。年間指導計画や月案、週日案、個別計画に沿って実践された保育は、定期的に担任保育士が主体となってアセスメントし、園長が最終確認をした後、次回の計画へ繋げるようにしている。また障がい児や支援困難ケースについては市の担当課や保健師など関係職種と連携を図り、必要に応じて「すこやか相談」や医療機関へ繋げ、そこの助言を基に指導計画へ落とし込んでいく。</p>
			② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 220 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。</li> <li>■ 221 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。</li> <li>■ 222 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。</li> <li>■ 223 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。</li> <li>■ 224 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。</li> </ul>	<p>・指導計画の見直し時期や手順は、園長補佐会で基本的に1年ごとで見直しをしている。懇談会や家庭訪問、保護者会によるアンケート、日常会話、連絡帳などから保護者の意向を把握し、個々の園児の状態を考慮して見直しに生かしている。また毎週開催される職員会議では、保育士からの意見を聞き、評価し、次回の指導計画に反映している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント		
Ⅲ	2	(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	■ 225 子どもが発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。	・子どもの発達状況や生活状況、保育の実践状況は「発達の記録」や「週日案」、「月案」、「個別の保育計画」に記録され、定期的に分析・評価している。記録内容や記入方法に差異が生じないように、「指導計画記入の手引き」や「特別支援個別指導計画の記載について」などを基に、園長や園長補佐が主となって指導している。また職員会議にて研修や情報の共有も行っている。		
			■ 226 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。		■ 227 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。		■ 228 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	■ 229 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a	■ 230 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	・運営規定や平成30年度公立保育園確認事項に個人情報の取り扱いや使用範囲について記載されており、記録管理は園長を責任者として事務室にて厳重に管理されている。また職員は園内研修や外部研修で個人情報保護に関する理解を深め、保育へ生かすようにしている。保護者に対しては入園時や園行事の際に説明し、園だよりでも随時触れるようにしている。					
■ 231 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。		■ 232 記録管理の責任者が設置されている。			■ 233 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。		■ 234 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	■ 235 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。